

通学路の安全対策について

登下校時の安全対策は、①児童への安全教育、②通学路安全点検によるハード面の整備、③交通安全指導員や保護者による見守り活動の3つにより行っています。

1 児童への安全教育

地区児童会の機会などを通して、登下校における安全指導を学校が行っています。このほか、日々の通学時に交通安全指導員が交差点の通行方法等の指導を行っています。

2 通学路交通安全プログラム（通学路安全点検）

通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施するため、関係機関の連携体制を構築し、「加古川市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が連携して、通学路安全推進会議や通学路安全点検を実施し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っています。

(1)通学路安全推進会議

通学路の安全確保に関し連携を図るため、「加古川市通学路安全推進会議」を設置し、通学路交通安全プログラムに基づく通学路安全点検の実行管理を主に行っています。

<構成員>

加古川市 学務課、道路保全課、土木総務課、生活安全課、小・中学校長、
加古川土木事務所、加古川警察署、PTA代表、姫路河川国道事務所

(2)通学路安全点検

市内の小学校を5つのグループに分け、5年に一度のサイクルで当該校の通学路におけるハード整備を行っています。

具体的には、各小学校から挙げられた危険箇所を通学路安全推進会議で共有し、後日、構成員が現地確認して改善点を検討、実行し、その結果を会議で共有するとともに、対策効果の検証を引き続き行っています。

※資料「令和5年度 加古川市内通学路の対策箇所一覧表」参照

3 交通安全指導員、保護者等による見守り

登下校における安全確保のため、信号がない、交通量が多い、見通しが悪い場所等を選定し、交通安全指導員や保護者、学校支援ボランティアを配置し、見守りを実施しています。

(1)交通安全指導員

教育委員会の指定場所において、通学児童に対する保護誘導及び通行方法の指

導を行い、通学路における交通事故の防止に努めています。(計 98 箇所を実施)

<交通安全指導員の配置箇所>

交通安全指導員の配置箇所にあたっては、必要性を客観的に判断する配置基準に基づき、必要性の高い箇所へ配置の最適化を図っています

(2)保護者・学校支援ボランティア等による見守り

保護者は町内会（少年団）やPTAが主体となり調整し、学校支援ボランティアは教育委員会に登録のある通学路見守りを申し出た者が立ち当番を行う。この他、町内会や任意団体による見守りが行われている学校もあります。